平成２６年（フ）第５０７号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番９―405号
債務者　中村美保子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目14番24号伊藤マンション406、前住所兵庫県尼崎市大庄北５丁目７番10号
債務者　南　　勝久
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１９号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目６番地の11福永マンション306号
債務者　幸治由紀子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１９０号
神戸市西区玉津町今津434番地の３　県住814号
債務者　杉森　容子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
兵庫県明石市二見町東二見375番地の２　ロイヤルハセガワ601号
債務者　清水　　梓（旧姓有馬）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２38棟504号
債務者　竹中喜美子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１９８号
兵庫県明石市別所町18番18号　ハイツ西明石301号
債務者　平賀　　博
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
広島県呉市警固屋６丁目６番30号
債務者　沖野　準一
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第７２号
佐賀県唐津市肥前町大浦787番地
債務者　中田　幸二
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第５１２号
熊本市東区戸島１丁目８番23号　第３若草コーポ５号
債務者　中山　京子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４号
福島県郡山市方八町１丁目３番１号　コーポ浅里203号
債務者　岩﨑　利光
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
富山市堀川町178番地　カレント201号
債務者　石崎　博克
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５５号
富山市諏訪川原２丁目４番８―405号　リブ諏訪川原
債務者　中野　由佳
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５５号
青森県五所川原市大字漆川字浅井35番地８
債務者　佐々木恵留子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第４６２号
千葉県松戸市上本郷3230番地　小平荘101号
債務者　斉藤　憲嗣
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１９１号
広島県福山市加茂町大字下加茂1857番地２
債務者　神原　尚也
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２１号
青森市大字三内字稲元26番地26　サンハイツ101号
債務者　井谷　　舞
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係